

## 無線を活用したまちづくりに関する協定書

愛西市（以下「甲」という。）と西尾張シーエーティーヴィ株式会社（以下「乙」という。）は、愛西市内における地域広帯域移動無線アクセスシステム（以下「地域BWAシステム」という。）の活用について、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地域BWAシステムの活用について、甲及び乙の包括的な連携に必要な事項を定め、子どもから高齢者まで安心して暮らせるまちづくりを実践し、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### （連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域BWAシステムを活用した地域課題への対応、市民サービスの向上及び地域社会の活性化に関する事項。
- （2）前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認める事項。

### （協定の有効期間）

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は令和14年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲及び乙のいずれからでも協定の解除又は変更の申出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年1月6日

甲 愛知県愛西市稲葉町米野308番地  
愛西市  
愛西市長 日永 貴章 （自署）

乙 愛知県津島市百島町字観音坊83番地  
西尾張シーエーティーヴィ株式会社  
代表取締役社長 青木 啓 （自署）